

○定期検査費用助成制度

〈助成対象者〉B型・C型のウイルス感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変、肝がんの方のうち、肝炎治療費受給者証の助成を受けていない方

〈自己負担額の上限〉

〈対象の検査〉

区分	自己負担額(1回につき)	
	慢性肝炎	肝硬変・肝がん
世帯の市町村民税(所得割)課税 年額が235,000円未満の場合	2,000円	3,000円
住民税非課税の場合	0円	0円

肝臓専門医療機関で
受けた血液検査、超
音波検査、肝硬変・
肝がんの方はCT・
MRIなど。

〈申請のポイント〉この制度が利用できるのは1年度2回までです。1年に2回以上検査を受けられた方は、4月から翌年3月までの間で、費用が高かった2回を確認した上で、申請されることをおすすめします。

○肝がん・重度肝硬変の入院医療費助成制度

〈助成対象者〉次の3つの条件を満たしている方。①B型・C型肝炎ウイルスが原因の肝がん・重度肝硬変と診断されている②直近1年間で高額療養費に達する入院医療を受けた月が3か月以上ある③世帯年収がおおむね370万円以下

〈助成内容〉条件を満たした方は『参加者証』の交付が受けることができ、次回入院時に参加者証を提示することにより、入院医療費の上限額が月1万円までとなります。

今回は、主にウイルス性肝炎の方が利用できる医療費助成制度についてご紹介しました。これらの制度以外にも、障害年金や身体障害者手帳、自己免疫性肝炎の方が対象となる指定難病医療費助成制度など、肝炎の方を支える制度があります。ご本人の病気やお住まいの自治体、収入によって、制度の内容や申請方法も異なります。総合相談室では、それぞれの方の生活状況を伺いながら、どの制度を利用していけば良いのか一緒に考えさせていただきます。ご心配な点や不明なことがありましたら、お気軽に総合相談室にご相談ください。

《著者紹介》



東海大学医学部付属病院 総合相談室 武藤朋子